

マイ・ホームページ! Web-No1 会規約

第1条 (助け合いの会)

本会の名称を マイ・ホームページ! Web-No1 と称す。

第2条 (事務所)

本会の事務所を、会長宅に置く。

〒775-0004 徳島県海部郡牟岐町川長市宇谷219-1

第3条 (入会資格)

本会は、原則として

インターネット使用可能な、日本語を使える者を以て組織する。

上記以外でも会が認めた者は入会可能とする。

第4条 (目的及び事業)

本会は、インターネットを通して、会員相互の親睦と豊かな社会と家庭の向上を図ることを目的とし、事業例としてパソコンの使い方等を開催する。

第5条 (役員)

1 本会運営のために、次の役員を置く。役員の任期は、3年とし、再任を妨げない。

会長 1名

副会長 1名

会計 1名

監事 1名

2 各役員の職務は次のとおりとする。

会長は、本会を代表して会を総括し、会議を招集し議長を決める。

副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時はこれを代行する。

会計は、本会の会計を掌握する。

監事は、本会の会計を監査する。

第6条 (会議)

本会の会議は、年1回開かれる総会と、前記の役員による役員会とする。

第7条 (定足数)

本会の会議は、それぞれの定数の過半数の出席で成立する。

第8条 (運営)

本会の運営は、会員から徴収する月、¥500(割引年会費¥5,000)その他寄付をもってあてる。

入会は月払い・年払い 選択は自由で1年更新とする。(返金はしない)

第9条 (会計年度)

本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第10条 (変更)

この会則は、総会において、出席者の2分の1以上の承認があれば変更できる。

付則この会則は、平成20年10月27日から施行する

第11条 (補則) この会の運営に規約改正が必要な場合は、役員会で定める。

付則 この規約は、平成20年10月27日より施行する。

この規約の記載内容が正しいことを証明します。

平成20年10月27日

徳島県海部郡牟岐町川長市宇谷219-1

マイ・ホームページ! Web-No1 会長 美馬 基 印